



Title	H・ヘラー「権威的自由主義？」
Author(s)	今井, 弘道//訳; 大野, 達司//訳
Citation	北大法学論集, 40(4), 259-270
Issue Date	1990-03-20
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16699
Type	bulletin (article)
File Information	40(4)_p259-270.pdf



[Instructions for use](#)

H・ヘラー「権威的自由主義？」

今井弘道
大野達司 訳

一九三二年という年は、ドイツに「権威的国家」なるスローガンを授けた。そればかりか、パーペン内閣はこのスローガンを政府の綱領として取り上げた。確かにパーペン内閣は同年に倒れた。しかしこの政府は「権威的」国家綱領の発明者であるわけではなく、従来と同様に今後もこのような綱領の実現を迫るに相違ない諸勢力の代表者であるにすぎない。それゆえ我々は、今後も多年にわたって、「権威的」国家の実践的及び理論的擁護者たちと対決しなくてはならないわけである。ドイツの情勢にさほど通暁しているわけではない外国人には、このような

スローガンでいかなる政治的目的が念頭に置かれているのか釈然としないことだろう。権威とは、権力と妥当、授權と権限のことを意味する。「権威的」国家なる觀念が論駁しようとする相手は一体誰であり、また何であるのか？ かつて非権威的国家などというものが存在したことがあるだろうか？ およそ国家は国家である以上権威的支配団体ではないのだろうか？ 「権威的」国家なるスローガンは意圖的に曖昧なものにされたわけではないが、そのことにそれなりの根拠がないわけではない。そのスローガンを提起した者の狙いとするところは何

であつたのか、それについては、次の二つの間に答えさえすればはつきりする。このスローガンの提起者は国家的權威に對してどのような基礎を与えようとしているのか？ また彼らの意志するところに従えば、国家はどのような領域において權威的なものとして現われてくるというのか？ という問である。

第一の問に對しては比較的容易に答えることができる。「權威的」國家という言葉を用いて實際に行なわれているのは、民主制國家に對する反駁である。「多数ではなく、權威を」というのは、フリードリヒ・ユリウス・シュタールが一世紀前に定式化した民主制國家に對するアンチ・テーゼであるが、このテーゼが時の経過とともにさほど正しいものではなくなつたことはいうまでもない。多数者の決定によつて構成される民主制國家は非權威的なものだといふ主張は、古典古代の經驗に基づいても、現代の、戦時中のドイツ人の辛酸を嘗めた經驗に基づいても、到底維持され得ないものだからである。それゆゑ、權威的國家といふ言葉を用いる際には、民主的國家權威に對立するものとしての專制的國家權威が念頭に置かれていたのである。

戦後ドイツの民主主義の理論と實踐が、「權威的」國家を支持する闘士たちに極めて広範圍にわたる攻撃の手掛りを提供したといふ事實は否認すべくもない。敗戦とそれに続く通貨と經濟

の崩壊とともに生じてきた難局が避け難いものであつたことを認めるにしても、一九一八年以來、民主的國家の權威を空洞化するに勢力を傾注してきた集團、そして今日「權威的」國家を聲高に要求している集團が、軍事的にも經濟的にも極めて大きな影響力をもつに至つてゐる点を考慮に入れるにしても、またドイツ民主主義の様々な弱点に關するすべての説明と弁明とを了解するにしても、實踐・理論の両面にわたつてこの民主主義を担つていた人々は政治權力の不動の法則を全く誤認していたといふ歴史的な責任を免れることはできない。この人々は、理論と實踐の統一と同様に、正義 (Recht) と權力 (Macht) というものは弁証法的にのみ分離しうる統一体であることを理解せず、それらを究極的に引き裂き、正義と權力とを事情によつては二つの異なる政党綱領に割り当てようといふべきものである。これはドイツ人の百年来の國民的過誤といふべきものである。

一世紀前に自由主義的民主主義がそうしたのと同様に、一九一八年以降のドイツにおける社会的民主主義もまた、何よりもまず自らの正義を主張した。その社会的民主主義は、その要求の矢表に立たされて不機嫌になつた權力を十分に使いこなすことができなかった。そしてその間に社会民主主義の敵はこの權力の中でますます居心地よく過ごしていく術を心得ていつたので

あつた。一九三二年七月二〇日の出来事⁽¹⁾が社会的民主主義に対して——一八一三年から一八四九年までの間の自由主義的民主主義に対してと同様に——、権力と正義の弁証法を骨身に泌みるまで修得するのでないなら、専制的——権威的国家がドイツで長期にわたつて実現されることになるかもしれない。

従つて、戦後ドイツにおいて「権威的」国家などというそれ自体としては不明瞭なスローガンがなるほどと思われるのは、部分的には民主的政府の弱体ぶりによるのである。だがその原因の大部分は、ドイツがとりわけ一九二九年以降陥つて居る救いようのない混乱状態が、とりわけ民主的國家權威に対する一切の不信感と独裁者に対する奇跡信仰とを増幅しているという事態に基づくといわねばならない。数百万の人々が宗教的熱情を抱いて、「指導者」の力をもつてすればあらゆる苦境からの解放が可能となるであらうと信じている。そして、このことによつて政治的多数派の形成と民主的政府の形成そのものが少なからず困難に陥つて居るのである。このような事態は、社会学的に根拠づけ可能な程度を遥かに超えて増長してしまつて居る。かような危機的な例外状態において國家親にもたらされた成果はといへば、カール・シュミットなどの輩が、例外こそ決定的であるとし、規則と規範をとるに足らぬものと宣言し、こ

一五年来独裁的權威を支持し、民主的權威を貶価することにこれ努めるといつた事態であつた。

危急かつ例外の状態においては、國家權威の集中と民主的に罷免可能な独裁者の任用が不可欠であることは、西洋の諸國民には少なくとも古代ローマの民主制以来了解されているところである。だがカール・シュミットは、この上なき詭弁を弄することによつて、この例外状態を真にして正当な正常状態だと併じ、ただ単に緊急時に限定されない恒常的な専制的独裁制までもが眞の民主制であるとまで証明しようと試みた。根本において彼が念頭に置いているのは、ただ一つの「権威的」國家だけである。それは即ち、唯一の独裁政を駆使しつゝ、政治生活の全体に唯一人の人物の意志を暴力的に押し付けるといふ「古代的單純さに貫かれた」ムツソリーニのモデルに従うファシスト独裁制である。この「権威的」國家の名声を高めるために、民主的法治國家の全ての制度と思考様式はその權威が奪いとられ、さらに一八世紀と一九世紀の合理主義的なナンセンスとして描かれた。ワイマール憲法はこのような解釈に従えば不合理なものとなされざるを得ない。従つてこの法学にとつては、例えば憲法は法規範からなる連関ではなく「決断」であつて、議會は討論によつて永遠の眞理を確定しようとするナンセンスな

制度にすぎない。そしてあらゆる憲法裁判権はドイツ帝国を一七・一八世紀の無力な状態にもたらすことを使命とする病毒に他ならないというわけである。

この「権威的」国家がパーペン政府の指導者たちにはどのようなものと思われ描かれていたかを、ワルター・ショッテはその著書「新たな国家」の中で示している。「権威的」国家の国家形態の問題に対して、君主主義者フォン・パーペンは深い意味をもつ適切な反問を掲げてこう述べている。「ところで神の前で国家形態とは何であるのか？」^② シュミットの国家観と憲法解釈の成果として生じてくるものは——他の文脈では明瞭に關連して——、次のようなメッテルニヒの原則、即ち「国家権力は、確かに国民に選ばれるが責任は神にのみ負うライヒ大統領に属する」という原則である。シュミットが秘密選挙は公開の（例えばファシスト・イタリアにおいて独裁政党によりコントロールされているような）人民投票よりも非民主的だと主張しているという点を付け加えれば、この「権威的」国家の基礎は民主制、「扇動された大衆の偶像」ではなく、独裁制であることがわかる。この権威的國家の「神聖なる命令」(sacrum imperium)「がその宗教性をどこから引き出しているのかは、神が引合いに出されたところで、勿論不可解なままである。

「権威的」國家の反民主主義的基礎を見て取ることは容易である。しかし答えるに極めて困難であるが、極めて啓発的でもあるのは、國家が権威的に立ち現れるのはどのような生活領域においてか、そして國家の權威は、その主唱者の意志に従えば、いかなる限界を尊重すべきであるのか、という問である。まさしく國家權威のこのような限界こそが、自らが「権威的」國家の眞の決定的実験、(experimentum crucium)であることを証立するからである。

ここ何年もの間、ドイツライヒの對外政策は「権威的」國家を必要とするかの外觀を呈してきた。扇動された大衆は、「強き人」が現われるなら、世界大戰の結果としての重苦しい重圧は迅速かつ効果的に除去されるだろうという迷信にとらわれた。しかしかような對外政策からする「権威的」國家の根拠づけは、「権威的」國家がもたらした敗戦の悲惨な結末からの脱却に民主制國家が——實際に与えられた評価を遙かに越えて——成功して以来、その説得力を大きく失うに至った。對外政策こそは「権威的」國家の本来の繩張りだという主張を、ワルター・ショッテは有難いまでの率直さで確認してくれている。というのは、パーペン内閣の對外政策は、彼が正當に指摘しているように、もはやそれ以前の内閣ほどには焦眉の窮状を出発点としてはい

ないからである。「パーペン内閣はそれ以前の内閣に感謝してよい。それは敵によるドイツの占領のような極めて差迫つた窮境や無制限賠償請求ですら既に解決してくれていた、あるいは解決同然のところまでこぎつけてくれたからである。例えば賠償問題に関していえば、政治責任という亡霊を永久に歴史のガラクタ小屋に放り込むためには、ローザンヌ条約を締結しさえすればよかつたのである」④。フランスがドイツに軍事的同権をも認容して以来、専制的外交の信じるにたる諸動機も骨董品となつてしまつたのである。

それでは軍事的及び経済的権力もち、数カ月前からは政治的にもひとり権力を掌中にしたと信じている「権威的」国家の先兵達は、内政的に無制限に権威的な国家、即ち「全体」国家のことを念頭に置いているのか？ 断じてそうではない！ 青年運動や戦争体験から生まれた、誠実ではあるが政治的には漠然としたこのような夢想にうつつてぬかしている間に、彼らはエルンスト・ユンガー——元タイタリアのファシズムに由来する全体国家というスローガンをわが国に広めたあのユンガー——のごとき人物に身を委ねてしまつた。「労働者」や「戦士」は、民衆がアナキーな分裂状態にあることに経済的に精神的にそして魂においても苦惱しながら、非政治的な救済への憧れ

を抱きつつ、個が全く溶けこみ救済されるいかなる対立もない共同体に熱狂することもあろうし、また無階級社会や彼らの言うところの「王国」、つまり国際的ないし国民的社会主义を強く深く夢みる場合もあろう——、しかし「権威的」国家は、この国家が「全体」国家たらんと意志しているわけではなく、「全体」国家たりうるものでないことを醒めた目をもつて十分に自覚しているのである。

全体国家などというものは実践的—政治的にありえない。国家は常に人間の一部分内容のみをとらえるものであつて、人間の全体をとらえるものではない。ボダンの時代以来、つまりそれも近代国家が存在して以来、この国家は何よりもまず第一に、政治団体であると同時に祭祀共同体でもあるということに断念しなければならなかつた。近代国家はまず宗教的な領域において、しかる後に芸術や学問の領域において、寛容にそしてリベラルにならねばならなかつた。しかし近代史の中では、国家の全体性——相対的な意味においてであれ——を求める努力がしばしばなされ、同時に国家によつて定められる統一的国家宗教（religion civique）の要請も常に掲げられてきたこともたしかである。我々の外的な行為態度以上のものを動機づけ、我々の内面における人柄をも規定し、我々の知識や良心を義務

づけようとする權威は、単なる権力の優越性や有用性の考量以上のものを引合いに出しうるのでなければならぬからである。かような權威の正統化はしかし、普遍神によつてや、ドグマに結びつかずそれゆえ具体的な拘束力をもたないキリスト教によつて、また至高存在 (être suprême) に對する合理主義的な崇拜によつては、不可能である。それゆえ宗教的に分裂しておらず教会の下に統一されている人民を支配する好運に恵まれたムソリーニは、あらゆる犠牲を払つてもカトリック教会の權威によつて自らの政治的權威を基礎づけようと試みた。民主主義的ファシズムを普遍主義的カトリックによつて基礎づけることができるかどうかは、当然に疑われてしかるべきであるとはいへ。しかしドイツにおいては、「全体」国家にとつても「權威的」国家にとつても、いかなる種類の形而上学的—宗教的な基礎づけも欠けていることに疑いの余地はない。それゆえこのような国家が精神的文化の領域全体において究極的な權威をまゝとつて登場してきたり、文化共同体を直接に規定したりすることはできないのである。

社会主義は權威的經濟共同体という迂回路を介して、民族的國民主義は權威的人種共同体という迂回路を経て、統一的な文化共同体の実現に到達することができるという信念をもつてお

り、それぞれの成果は究極的にはその信念に立脚している。人種としての共通性をもつ肉体には人種としての魂や人種としての精神が宿るということ、自然科学的確かさをもつて主張することができる者と確信する者は、文化共同体を人種を基にして培うべき課題を國家に課すであらう。今日のドイツ國民 (Volk) のかなりの部分は、かような考え方を觀念論的と呼んでいる。

權威的經濟共同体を介して精神的共同体を創設するべきだという信念は、これとは反對に、現在の教養と所有とをもつ身分層によつて、唯物論と決めつけられている。勿論、ヒットラーの社会主義によつて反省のきつかけを与えられた市民層の青年も、觀念論者シラーが「人間の尊嚴」について行つた性急な宣言に含まれているある程度の真理内容を理解しはじめている。「お願いだからそれについてはもうかんべんしてくれ給え。彼に十分な食事と住居とを与えてみよ。裸体を衣服でくるんでやれば、尊嚴は自ずから現れてくるものなのだ」。

「命令共同体」としての國家は、「權威的」國家思想のこうした担い手の心を奪うこといささかもありえない。だが、「權威的」國家の資本主義的經濟体制に對する立場は、この國家の政治的—社会的性格にとつて決定的な意味をもつ。一九世紀にはプロイセン—ドイツの保守主義は、あらゆる伝統的な拘束を解消し

た市民的—自由主義的資本主義をきつぱりと拒絶した。勿論このような経済発展を妨げえなかつたが、保守主義は当時自由主義的市民層に自分たちの政治的価値観をふきこみ、政治的に徐々に封建主義化させていくだけの力は手にしていた。ここに独特の封建主義と資本主義との交錯の産物が、国民自由主義——それはまさしくその名称からしてはなはだ矛盾にみちたものだが——として成立した。二〇世紀には正反対の過程が現れた。大ブルジョアの資本主義はかなり大きな適応力を示している。保守主義からは障害となる一切の反資本主義的な要素が取り除かれ、社会的な潤滑油の最後の一滴までが絞り出された。保守党の元総裁にはクルップ財閥の総師が^②いるし、新聞財閥のフーゲンベルクがいる。このような社会的転換を踏まえれば、「権威的」国家は国民自由主義の一貫した帰結であり、「権威的自由主義」と見なしておくのが最も適切である。

このような傾きのある政治的意志を自由主義と呼ぶことは、まず第一に今日の基本問題、つまり経済秩序の問題に対するその態度からいって正当とすることができよう。というのは、経済が問題となるや否や、「権威的」国家は自らの権威を全く断念し、「保守的」とされるこの国家の代弁者はただただ経済の国家からの自由という合言葉しか発することができない有様だからである！

パーベンは「私的経済思想」への信奉を公言し、「全ての経済活動を行う人のイニシアティブと自由な労働力」に對して支持を表明している。国家と経済とが互いに「厳格に」區別され、国家は「経済から完全に撤退」しなければならぬというものが、彼の願望なのである。「権威的」国家に熱狂している保守主義者は、パーベんと同様に「新たな人為的な構成を通じて経済の運動を広くおしとどめること」を何をおいても避けようとしており、「むしろ反対に様々な拘束が緩和されねばならない」^⑦とする点においては、かつてのマンチェスター主義者たちと見まがうばかりである。一九世紀の保守主義者なら、このような言葉をはつきりと口に出すことはなかつたであろう。

カール・シュミットも、今までは機知に富んだ否定の背後に身を隠していた自分の「権威的」国家思想を、現在ではもう少し明瞭に表現するべき時期が到来したと考えている。このための好機を彼に提供したのは、一九三二年一月のラングナム連盟第六〇大会であつた。そこにおいてシュミットは、「国家と経済」というテーマを掲げて千五百人の重工業企業家を前にその点を論じた。彼がそこにおいて到達した結論は、「ドイツ鉱業新聞」——一月二四日号のラングナム連盟による「この講演者の選択は非常に適切」なものであつた、という権威ある見解を正当

料 化するものであった。彼の記念講演は、「国家は自分が経済生活において占めていた一切の仕事場を放棄し、明確に限定され、外部に対して明瞭にわかるような国家の徴税権という形式においてのみ経済に関与するべきだ」との要求を掲げるものだったからである。⁽³⁾

全体的―権威的国家論者たるシュミットにとつては、「経済の脱国家化」、国家からの自由な経済領域の「きちんとした」区別などということ、そうやすやすと熱狂しうるものではなかつた。しかし、この国家論者は卓越した造語術によつてこの点をうまくやりおこせる手管を案出した。これまでは我々は、カール・シュミットからは、現代の国家は「多元主義的である」がゆえに脆弱であり、そこでは経済的利益団体でさえもが権力をめぐつて争つていと聞かされてきた。だが今や機知に富んだやりかたで問題の核心を巧みにかわす解決策として、全体的な、それゆえに強力な国家が地平線に出現させられる。ラングナム連盟の大会は、カール・シュミットを通じて全体国家のより明確な解釈を我々に提供してくれた。今や我々は、権威的に経済を秩序づける試みを企てる全体国家をそれとは区別しなくてはならない。そのような全体国家は、その量という点でのみ全体国家であるにすぎず、それこそが我々がまさしく今日ドイツ

において手にしている弱体な国家なのである。これに対して質的な全体国家とは、経済からは明確に区別されたものであり、それゆえにこそ極めて強力な軍事的手段及び大衆操作手段（ラジオや映画）を用いて統治するものなのである。この意味では、あらゆる強力な国家は全体国家である。「それがいかなるものを意味しているかは恐らくファシズムが証拠だててくれる」と、論理的ではないが政治的にはまことに明瞭であるこの講演者はこの記念講演においてつけ加えている。権威的国家指導、「大胆な権力の展開」の唯一の実例として、この国法に基づく「憲法の番人」が指摘しうるものは、一九三二年七月二〇日の出来事なのである、と。

「権威的」国家は、それゆえ、ひとつには経済生産と分配からの撤退によつて特徴づけられる。パーペンは、同時に「福祉国家」を撲滅しようとする闘士でもあつた。さもなければ、「権威的」国家のために戦う指導的な闘士ではなかつたであろう。恐らくこのような態度が意味しているのは、国家が大銀行や大工業家、大農業者のための援助政策を控えることではなく、社会政策を権威主義的な立場から解体するということである。その弁護者であるシュッテの口を通じて、フォン・パーペン氏の権威的政府は、健康保険は国民の健康を妨げるものであること、失業は

労働者にとつては宿命などではないこと——「ヤミ労働の横行がこのことを立証している」というわけだが——を我々に教えてくれる。失業者保険制度はそれゆえにナンセンスとみなされるべきだというのである。「個人はほとんどのことを自らの力でやっつけていかねばならない！」フォン・パーペン氏の言によれば、「権威的」国家が社会的なものであることは自明である。もつともパーペンが社会的と定義する国家とは、「労働を国民（*Volks*）の義務とし、労働をまさしく、国民の魂の幸福として擁護する」国家のことであるが、数百万のドイツ人が抱く労働への、権威によつて保障される労働の権利への切望を、このパーペンの言葉は不可能なものとして葬り去ろうとしているのである。

経済政策や社会政策からの撤退と並んで、この「権威的」国家はさらに社会的文化政策からも撤退しようとする。かつてプロイセンの保守主義者たちは、すべての児童が就学義務をもつことと国王の祝福なるものを受けた教師とを誇りにしていたものであった。今日我々がフォン・パーペン氏から聞かされることは、国家活動の削減という観点から、まず文化政策の諸々の趨勢を吟味してみなければならぬであろうという主張である。国家は「一般的な国民教育を『贈与する』義務を負うものではない。教育の諸々の権限も削減されるべきである。戦前に

比して国民学校に対する支出が三倍にも膨れ上がっているというような状態は、私には信じられないものだ」というわけである。

権威的自由主義の概略の内容がいかなるものかを示すにはこれらの証拠で十分であろう。即ち社会政策からの「権威的」国家の撤退、経済の脱国家化、そして政治的—精神的な様々の機能の独裁的国家化、これである。かような国家が「権威的」で強力なのは、シュミットの十分に信ずるにたる確言に従えば、かような国家のみが国家と経済との「過度の」結合を切断するからである。確かにそうであろう！ というのは、民主的な形式がとられていれば、ドイツ国民（*Deutsche*）がこのネオ・自由主義国家を長きにわたつて我慢しはしないであろうからである。パーペン内閣の蔵相、シュヴェーリナークロシック伯爵は、シュッテの著書のなかで、ドイツ国民の九〇パーセントが、四人家族平均で年一五マルクを超えない収入で生計を立てていることをはつきりと認めているのである！^⑬

本論文において意図されていることは、今はもはや没落してしまつている国民自由主義の記述にすぎず、その批判ではない。民主的政党国家に反対しつつ、真に超党派的で不偏不党の国家たらんとするこの「権威的」国家の要求を、カール・シュミット

トは平然と擁護しているが、それが上述の国民の九〇パーセントによつて長期にわたつて真剣に受け止められるであろうとの期待には、何れにせよいささかの見込みもない。「経済活動に従事するすべての人間の自由な労働力」を護ろうとする意志を現実にもつ国家なら、経済からの撤退など決して許されることではない。このような国家は、他ならぬ経済の領域において權威的な、しかも社会主義的な態度をとらねばならない。だが、いかなるヨーロッパの国家も強力な国家になることはありえないであろう。それは決して銀行や工業、農業に反する政策をとることによつて経済力を強めたり、まず第一に九〇パーセントを占める人々の欲求をカヴァーするような経済を組織化することを通じて彼らの国家に対する親愛の情を強めることには成功しえないであろう。――

ことによるとドイツ市民 (Bürger) は、目下のところ、カール・シュミットがラングナム連盟に与えた保証——技術的補助手段、とりわけ軍事技術の増強によるものであれ、それと並ぶと革命やバリケードの嵐などという旧来の観念も色あせてしまふような国家の権力の強化がともかくも実現されるだろうとの保証——に安堵するかもしれない。しかし、あらゆる政治的なエートスをはるかに超越するような議論を行つたとしても、既

に一九一七年のロシアにおいて、職責に縛られない権力の技術をまことに卓越したやり方で使いこなしていた國家が宿命的な終末を迎えたという事実に関する我々の歴史的な記憶を拭い去つてしまうことはできないのである。

原注 () は全集編者による注)

① <Hermann Heller, Die politische Ideenkreise der Gegenwart, in: Gesammelte Schriften (以下 G.S. と略記), Bd.I, S.293.> 『ドイツ現代政治思想史』(安世舟訳) 四〇頁]

② Franz v. Papen, bei Walther Schotte, Der neue Staat, Berlin 1932 <S.39.>

③ <Schotte,aao, S.35.>

④ <Aao, S.80.>

⑤ <Aao, S.94.>

⑥ <Aao, S.96.>

⑦ <Aao, S.119.>

⑧ <Carl Schmitt, „Gesunde Wirtschaft im starken Staat“, in Mitteilungen des Vereins zur Wahrung der

gemeinsamen wirtschaftlichen Interessen in Rheinland und Westfalen (Langnamverein), N.F.21 (1932 I), S. 18.)

⑥ <AaO, S.17>

⑦ <AaO, S.17>

⑧ <AaO, S.14.; vgl. oben S.405 ff. (Heller, Ist das Verfassungsmässige Vorgehen? (G.S., Bd.II, S.405—417, Zuerst veröffentlicht in Frankfurter Zeitung, 77.Jg., Nr. 591/592, 10. August 1932, Abendblatt—Erstes Morgenblatt, S.1—2.)>

⑨ <Schotte, aaO., S.154 f.>

⑩ <AaO, S.157>

⑪ <AaO, S.121 f.>

⑫ <AaO, S.103>

訳注

(1) 一九三二年七月二〇日にパーペンは緊急令により、プロイセンの社会民主党ブラウン政府を廃し、自らプロイセン総監となった。いわゆるパーペン・クーデターである。社会民主党はこれを国事裁判所に提訴した。その際ライヒ側の弁護人にはカール・シュミットが、プロイセ

ン側の弁護人にはヘラーが加わっていた。現在この裁判の記録につき、山下威士教授による邦訳が進められている。「プロイセン対ライヒ」(七月二〇事件)法廷記録(一)〜(七)『法政理論』一八巻一号、二号、三号、四号、一九巻一号、三号、五号所収。

(2) クルップ財閥の保守党の総裁とは、グスタフ・クルップ (Gustav, von Bohlen und Halbach Krupp, (1907—1943))である。クルップ製鋼会長であり、ナチスの政權獲得を助け、戦後は戦犯として訴追される。

(3) これは、Ingeborg Maus, Bürgerliche Rechtstheorie und Faschismus, (2. Aufl. 1980, Wilhelm Fink Verlag) と、S.121 ff. 安世舟「カール・シュミットはワイマル共和国の擁護者であったか」『思想』七七四号、(三三〜六九頁)とくに五四頁以下を参照。なお、安論文は、最近一部でみられたシュミット免罪・再評価の傾向に対し、シュミット自身の告白のような主観的資料にのみとづくのではなく、その果たした役割を歴史的文献の中で位置づけるといふ客観的側面から批判を加えておられる。なお、この「傾向」の中には、シュミットとフランクフルト学派との関係をも問題にするものも

あるが、それについては宮本盛太郎「カール・シュミットとユルゲン・ハーバーマス——研究序説」(『歴史と社会』9号、二三—二四六頁)を参照。大野「シュミットとリーガリズム」(『思想』七七四号、七〇—九六頁)もこれらの点につき若干言及している。

後記

本稿は「Hermann Heller, Autoritärer Liberalismus? in: Die Neue Rundschau (Hg.O.Bie), S.Fischer Verlag, Berlin 1933,

44.Jg.der Freien Bühne, Bd.I,S.289—298, auch in: Hermann

Heller Gesammelte Schriften Bd.II,S.643—653.の全訳であ

る。[...]は訳者による補足ないし原語の併記である。すでに両名によつて発表したヘラーの小論の翻訳、「市民とブルジョア」

(北大法学論集三九卷三三号)、「政治的天才宗教と大衆自生主義」

(同四〇巻一号)、「政治的民主制と社会的同質性」(同四〇巻二号)

に続くものである。本論文では当時の財閥主導型の経済状況と

の関係で権威主義的国家の問題点が指摘されている点に特徴があるといえよう。権威主義的な全体国家が経済的な領域につい

ては不介入の態度をとることが、当時の資本の集中化した経済状況の維持と結びつき、「権威主義的自由主義」という一見する

と形容矛盾の状況を示しているという訳である。経済史的状況との関係でヘラーの議論を評価することはできないが、ヘラーが批判の対象としているシュミットの国家論との関係で言えば、シュミットは一方で同質性を軸に据えた「民主主義」国家論を唱えながら、反面で基本権の問題については国家と社会の区別を前提にした自由主義的権利理解を示しているが、両者の関係についての一つの背景的理解の方法といえよう。ここではこのような議論の例として、訳注(3)に示したマウスのシュミット論を挙げるにとどめたい。